

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(ストックオプション税制)の拡充																				
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税4、地方税 12(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)																				
		② 上記以外の税目	—																				
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】																				
4	内容		《現行制度の概要》 ストックオプション税制は、取締役や従業員等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて下記要件を満たす場合、権利行使時における取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に、売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度である。 <table><tr><td>1. 付与対象者の範囲</td><td>自社及び子会社（５０％超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材</td></tr><tr><td>2. 所有株式数</td><td>発行済み株式の１／３を超えない</td></tr><tr><td>3. 権利行使期間</td><td>付与決議日の２年後から１０年後まで</td></tr><tr><td>4. 権利行使価額</td><td>権利行使価額が契約締結時の時価以上</td></tr><tr><td>5. 権利行使限度額</td><td>権利行使価格の合計額が年間で１,２００万円を超えない</td></tr><tr><td>6. 譲渡制限</td><td>他人への譲渡禁止</td></tr><tr><td>7. 発行形態</td><td>無償であること</td></tr><tr><td>8. 株式の交付</td><td>会社法に反しないこと</td></tr><tr><td>9. 保管・管理など契約</td><td>証券会社等と契約していること</td></tr><tr><td>10. その他事務手続き</td><td>法定調書、権利者の書面等の提出</td></tr></table> 《要望の内容》 株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃その他の利便性向上のための所要の措置を講じる。 《関係条項》 租税特別措置法第 29 条の 2 租税特別措置法施行令第 19 条の 3 租税特別措置法施行規則第 11 条の 3	1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（５０％超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材	2. 所有株式数	発行済み株式の１／３を超えない	3. 権利行使期間	付与決議日の２年後から１０年後まで	4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上	5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で１,２００万円を超えない	6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止	7. 発行形態	無償であること	8. 株式の交付	会社法に反しないこと	9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること	10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出
1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（５０％超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材																						
2. 所有株式数	発行済み株式の１／３を超えない																						
3. 権利行使期間	付与決議日の２年後から１０年後まで																						
4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上																						
5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で１,２００万円を超えない																						
6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止																						
7. 発行形態	無償であること																						
8. 株式の交付	会社法に反しないこと																						
9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること																						
10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出																						
5	担当部局		経済産業省 経済産業政策局 産業資金課・新規事業創造推進室																				
6	評価実施時期及び分析対象期間		—																				
7	創設年度及び改正経緯		平成 8 年度 創設 平成 10 年度 拡充(対象要件の拡充)																				

			平成 14 年度 拡充(対象要件の拡充) 平成 18 年度 拡充(対象要件の拡充) 平成 31 年度 拡充(対象要件の拡充) 令和5年度 拡充(対象要件の拡充)
8	適用又は延長期間		期限の定めなし
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 スタートアップは、社会課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する新しい資本主義の考え方を体現するものであり、新しい資本主義に向けた重点投資分野にも位置付けられている。 スタートアップを大きく成長させるためには、それを支える人材の獲得が不可欠だが、現状、我が国の人材は大企業に集中している状況。こうした中、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たってストックオプションは重要な役割を担っている。 このため、インセンティブを通じて業績向上への意欲を高めることに加え、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することで、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(2023 年6月閣議決定) (4)スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築 ①ストックオプションの環境整備 (ii) 税制適格ストックオプションの制度見直し スタートアップの手の簡素化の観点から、株券の保管委託義務を不要化することとしたところであるが、そもそも、税制適格ストックオプションの株式保管委託要件が M&A 等の場面において制約になっている。これに対し、非公開会社では会社法の制約によって株式に譲渡制限が付されていること、また、発行会社及びストックオプション付与対象者によって税務処理が行われていることに着目し、非公開会社における税制適格ストックオプションの株式保管委託要件の撤廃を検討する。 社外高度人材への税制適格ストックオプション付与のためには、一定の要件を満たすスタートアップに限定され、かつ中小企業等経営強化法による計画認定が必要となるが、この認定制度について調査を行った上で、認定に伴う手続負担なしで税制適格ストックオプションの付与を可能とするよう検討を行う。 スタートアップの人材獲得力向上の観点から、税制適格ストックオプションの上限額の大幅引上げ又は撤廃を検討する。 これらを含めて、スタートアップフレンドリーな制度となるよう税制適格ストックオプションの手続の簡素化や要件の更なる見直しを含めて利便性向上を図る。

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度の利便性を高めることで、スタートアップの人材獲得に寄与し、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制を利用することで、取締役や従業員等の業績向上への意欲が上昇し、企業は国内外の有能な人材を新たに確保できている。このため、本税制を通じてスタートアップ企業等の成長が促され、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長に寄与している。
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	スタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の拡充はストックオプションの利便性を更に向上させ、我が国スタートアップのグローバルでの人材獲得競争力を高めるものであり、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につながる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	ストックオプション税制は、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たって重要な役割を担うストックオプションの利便性・魅力を向上させるものであり、スタートアップの人材獲得に寄与している。 他方で、我が国においてスタートアップ・エコシステムが徐々に形成される中、例えば、事業化まで時間のかかる研究開発型のスタートアップや海外展開など積極的な成長投資を行うために敢えて未上場期間を長くとりスタートアップが増える等の状況変化も生じており、こうした動きに対応した環境整備が求められているところ。 このため、株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃その他の利便性向上のための所要の措置を講じることにより、スタートアップのグローバルでの人材獲得競争力を更に高め、国内外の有能な人材を獲得しスタートアップ企業の成長を実現する必要がある。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	スタートアップが大きく成長するには、それを支える人材が必要。資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにとって、研究・開発等の未来投資を確保しながら人材を獲得する上で将来の成長(株価)に基づくインセンティブを与えるストックオプションは重要な手段であり、ストックオプション税制は、ストックオプションの利便性・魅力を向上させスタートアップの人材獲得に寄与するものである。 したがって、スタートアップの実態に応じて本制度の利便性向上のための所要の措置を講じることは、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することに繋がるものであり措置として妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、スタートアップが成長に向けた段階に応じた優秀な国内外の人材を確保し成長を遂げることが、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。
12	有識者の見解		審議会等での検討結果や有識者見解は特にはない。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月